

戦前における全国中学校長会議の成立と機能  
 — 第一回全国尋常中学校長会議の分析を通して —

棚野 勝文

Establishment and Function of National Secondary School Principal Meeting in the Prewar  
 - Through the Analysis of the First Nationally Secondary School Principal Meeting -

Katsunori Tanano

## I 目的

本稿は、1898（明治 31）年に東京において第一回全国尋常中学校長会議<sup>①</sup>（以下、「第一回全国中学校長会議」と記す）が開催された背景と、同会議の実態分析を通して、戦前の全国中学校長会の持つ機能と役割を明らかにすることを目的とする。

戦前には学校種ごとに全国および地方行政単位ごとに、各校の校長が集まる会議が設置されていたことは知られている。一方で、戦前の校長会の教育行政における機能や実態などは、先行研究により一定程度明らかとなっているが、まだ不明な点が多いと指摘できる。例えば、小学校長会の府県レベルにおける開始時期と機能について、平井（1998a）が各地の資料より、1921（大正 10）年郡制度の廃止並びに 1926（大正 15）年の郡役所廃止を機に、それまでの郡視学の機能を小学校長に代行させる目的で、全県レベルの校長会が招集されることになった府県が多いことを明らかにしている。一方で、明治 10 年代に全国各地に、教育行政担当者、師範学校等のスタッフ、小学校長・教員そして地方名望家を構成メンバーとして成立した教育会の歴史研究の視点より、佐藤（2015：84 頁）は、「戦前の教育会と校長会は一体どのような関係にあったのか、本当に教育会と校長会は不離一体の関係にあったのか。そして行政当局にとって校長会と教育会はどのような存在であったのか。実は、こういった点は意外にわかっていない。戦前の校長会はいつごろから組織され、どのように国あるいは府県の政策や行政に関わってきたのか」と、校長会の持つ行政の意思形成過程における機能や役割に不明な点が多いことを指摘している。

また、先行研究の持つ課題として、校長会に関する研究の多くは小学校長会を対象としている点もあげられる。本稿が目的とする戦前の中学校は、小学校とその学校規模、設置状況、教員構成、社会的意義・役割が大きく異なっており、校長会に関する機能なども、小学校長会とは区別して検討することが必要であるといえる。一方、中等教育学校レベルにおける校長会に関する先行研究では、女性教育史研究の分野で、戦前の高等女学校の制度改革の視点から全国高等女学校長会議を扱った研究（姜、2014）、高等女学校研究の一環として全国高等女学校長会議の位置付けを研究対象とした（山本・福田、1988）等を見ることができ、全国中学校長会を対象とした研究をほとんど見ることができない。また、板橋（2018）が、秋田県小学校校長会の機能に関して、県からの諮問に対して答申する会議体としての役割が強かった校長会が、昭和 10 年代になるとより教育統制の機関として活用されるようになったと指摘するように、中学校長会の機能も、明治から大正、昭和戦時体制期を通して、全体主義の進行とともに求められる機能の変容したと考えるのが適切であろう。

そこで、本稿においては、これら一連の課題を明らかにする研究の橋頭保として、戦前における中学校長会の教育行政における役割と機能を考察することを目的に、1898（明治 31）年に開催された第一回全国中学校長会議を通じて、明治期に設立された全国中学校長会設立の背景並びに、戦前の全国中学校長会の機

能、役割の一端を明らかにすることを目的とする。

なお、各校の校長が集まる会議には、狭義には行政主導による「校長会議」と、校長による任意団体である「校長会」が存在しており、当然その機能にも異なる点があると考えらるべきである。本稿は、文部省主催の全国中学校長会議を題材としており、「校長会議」に対する研究であるが、先行研究レビューなども含め、校長が集まる会議を総じて「校長会」と表記することとし、戦前の「校長会議」と「校長会」の機能の相違については、別稿に譲りたい。

## II 戦前の中学校と校長

最初に、本稿に必要な範囲で、明治期を中心に戦前の中学校および校長制度の変遷を整理する。

1872 (明治 5) 年に学制が公布され、日本の近代学校制度は始まった。その後の中等教育の施策は、1881 年 (明治 14) 年の中学校教則大綱の制定以後、次第に積極化し、1886 (明治 19) 年の中学校令が、日本の中等教育の歴史においてはじめて確固たる基盤を中学校教育に与えたといえる。この中学校令により、中学校は、終局学校と中間学校という二重の性格を有することになった。また、府県の公立尋常中学校の設置は一校に制限された。

1889 (明治 22) 年大日本帝国憲法の発布に続き、翌年に教育勅語が発布されたことは、天皇制を根幹とする立憲制と、それを支える教育体制の確立という、明治政府の目指した課題が、一応達成されたことを示すものであった (国立教育研究所、1974 : 265 頁)。その後、地方自治制度が成立し、地方における指導者層育成への必要性から、尋常中学校の拡充方針が具体化された。これにより、1891 (明治 24) 年中学校令改正追加として、従来の公立校の各府県一校制限を廃し、文相の許可を得たうえで数校、あるいは一校も設置しないことが認められた。1894 (明治 27) 年の日清戦争が境となり、日本経済の発展にともない、小学校への就学率が向上する。その影響で、中等学校への進学者も増加し、尋常中学校は、1892 (明治 25) 年に 62 校であったものが、1898 (明治 31) 年には 169 校と増加するなど、次第に拡張されていくことになる。このような中学校の拡張期であった 1898 (明治 31) 年に東京において第一回全国中学校校長会議が開催されることとなる。

その後、1899 (明治 32) 年には中学校令改正、高等女学校令、実業学校令が発布され、戦前の中等学校制度の骨格が確立された。また、各県に多くの中学校が増設され、中学校通則などを定める必要性が生じたことを背景に、明治 30 年代後半から 40 年代にかけて、中学校は、それまでの藩校の雰囲気を残した塾風の運営から、学校諸規則に準じて運営される近代の学校へと急激に変化を見せた (国立教育研究所、1974 : 1073 頁) 時期とされている。

戦前の校長制度は、明治に近代的学校制度が始まった後、学校規模の拡大に伴って 1877 (明治 10) 年頃には、学校の管理運営上の「校長」を見ることができるようになる。しかし、国レベルでは、1890 (明治 23) 年小学校令改正をうけ公布された規則等により、「小学校長」の名称が制度化され、「校務ヲ整理シ所属職員ヲ監督スヘシ」とその職務が規定されたのが、「校長」の原型であるとされている。この規定では、校長は身分職ではなく正教員の充当職とされていた。1900 (明治 23) 年第三次小学校令において、校長は、「校務ヲ整理シ所属職員ヲ統督スヘシ」とされ、「監督」者から「統督」者に変更されることになる<sup>(2)</sup>。1941 (昭和 16) 年「国民学校令」において、「学校長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所属職員ヲ監督ス」と再び「監督」者の立場となった。

このように、戦前の校長は、法令上は「監督」や「統督」として規定されている。この法令上の規定とは少し時期がずれるが、大正期には、新教育思潮などの影響から「統督」者校長としての教育的リーダーシップが期待された (平井、1998b) 時期もあったが、その他の時期では概ね「管理・監督」者校長として、法規万能主義と呼ばれる学校管理論に対応した役割が求められていたと考えられている。

このように、戦前の中学校と校長職務規定の制度的変遷を背景に、教育行政の意思形成過程に、校長会

が、どのような機能や役割を持ち、また時代と共に変遷するのかは、未だ十分に明らかになっておらず、現在も存在する校長会の持つべき機能や役割を考えるうえでも、本稿が目的とする戦前における校長会を分析・考察することは重要な視点であると指摘できる。

### Ⅲ 第一回全国尋常中学校長会議開催の背景

第一回全国中学校長会議は、1898（明治31）年9月15日に東京の高等商業学校講堂において開催された。最初に、第一回全国中学校長会議が開催された、1898（明治31）年における中学校を取り巻く背景を整理することで、第一回全国中学校長会議の開催の意義を考察する。

#### 1) 中等教育の拡張と学制改革論議

前節で、明治期の中学校制度の変遷を概観したが、第一回全国中学校長会議が開催された背景を明らかにするため、ここでは、第一回全国中学校長会議が開催された1898（明治31）年前後における中学校を取り巻く環境をより詳細に整理する。

この時期は、1888（明治21）年市制・町村制、1890（明治23）年府県制および郡制により、地方自治制が成立したことにより、地方における指導者層の育成が求められ中等教育の意義が強調されたことを背景とした、中等教育学校の拡張期であった。そのため、具体的には、高等女学校の法制化が着手され、実業学校の制度化も進められる中で、中学校令改正追加として、従来の公立校の各府県一校制限を廃し、文相の許可を得たうえで数校、あるいは一校も設置しないことが認められた。さらに、郡市町村に対しても設置が認められたことを受けて、1891（明治24）年に55校であった中学校は、1898（明治31）年には169校へ増加することとなる。

また、明治20年代は、社会や産業の急速な近代化を推進し、実現するために学校教育を再編成しようとする学制改革論が、民間においても高まりを見せた時期である。一方で、文部省内では、学校系統を単純化して、修業年限の短縮をはかるためには、中等教育段階における接続問題を解決しなければならないとの観点から、中学校制度の調査に力点を置き、1893（明治26）年には中学校学則取調委員が任命されている（内田、1968：110頁）。

当時の尋常中学校の問題の要点は二点であると指摘されている。一点目は、社会の中堅階層を造成するに足るだけの就学人口の規模をどの程度に見積もるかという点であり、二点目は、こうした量的規模に対応して、教育の質を如何に規定するかという点であった（内田、1968：174-175頁）。特に、二点目は中等教育の本質論にかかわり、尋常中学校の教育目的を、高等普通教育一本にしぼるべきか、実務的教育内容を加えるべきかとの議論を引き起こしている。この議論は、1899（明治32）年中学校令改正、高等女学校令、実業学校令の発布により、中学校は高等普通教育を目的とする学校となり、実業教育は実業学校令により、実業学校に任され、高等普通教育と実業教育が制度的に分化することで、学制が整理されることになる（内田、1968：175-176頁）。

#### 2) 教育行政組織における諮問機関設置

戦前の中央教育行政組織において、1896（明治29）年以前は独任制の原則が導入され、文部大臣の諮問機関は設置されていなかったが、1896（明治29）年以降は、諮問機関として「学校衛生顧問（会議）」（明治29年）、「高等教育会議」（明治29年）、「測地学委員会」（明治31年）などが、教育行政事務の多様化・複雑化による専門化の要請にもとづき設置され、相対立する利害の調整機能を持った（平原 1970：44-47頁）。1898（明治31）年に開催された第一回全国中学校長会議においても、文部省より4案の諮問が図られており、会議は、文部省の諮問会議の機能を持っていたことがわかる（詳細は、次節参照）。

この時期に、それまで設置されていない諮問機関が設置された背景には、日清戦争前後より、日本の資本

主義が発達し、日清戦争の勝利によって、飛躍的な発展を遂げ国内行政は増大した一方で、軍備拡張、植民地経営、製鉄所、鉄道および電信電話などの拡充に巨額の経費を必要としたため、教育などの国内行政の整備・拡張は地方への委任の傾向が強まることがある。また、資本主義の発達に伴う国内行政の拡大に対処するためにとられた別の方法が、合議制諮問機関の活用である。これは、専門的行政事務の増大とそれに対処するための専門家の行政参加の必要性の発生という問題の解決に関係するものであり、あるいは国民の行政参加への要求に対応したものであった（平原 1970 : 255 頁）。

また、合議制諮問機関は、権限または職責のうえから見ると単一ではない。教育行政機関に限って、合議制諮問機関を検討した、平原（1970 : 255-256 頁）は、合議制諮問機関の機能を以下に分類している。

- (イ) 文部大臣の諮問に応じて審議し、意見を答申する諮問機関
- (ロ) 文部大臣の諮問の有無を前提とせず、特定の事項について調査や審議を行なう調査審議機関
- (ハ) 特定の事項に関する事務を管掌する事務機関または執行機関（補助機関的）

とし、一つの機関が二つ以上の機能をもちあわせている場合もあるし、また同一の分類に属する機関であっても、その性質には相違がある場合があるとしている。

またこのうち諮問機関は、合議制のもっとも原初的な形態であり、その答申が行政官庁を拘束するとはされていない権限の弱いものであり、したがって、権力によって無視される場合が往々にして起こり、合議制の長所が発揮されずに終わることも多かったと指摘されている（平原 1970 : 256 頁）。

この平原の分類に依拠すれば、第一回全国中学校長会議は、次節以降で詳しく分析するが、(イ)の機能を持つ諮問機関として開催されたといえる。

このように、第一回全国中学校長会議は、日清戦争終了後の資本主義拡大期における社会や産業の近代化に伴う、地方における人材育成の視点から中等学校教育の充実、拡張が図られると共に、中央行政の拡大化と複雑化、教育の地方への委任などにより、専門家の行政参加への必要性が増したことを背景として、全国の尋常中学校長を一堂に集めた諮問会議機関として、開催されたことがわかる。

#### IV 第一回全国尋常中学校長会議の実態

第一回全国中学校長会議は、1898（明治 31）年 9 月 15 日より、当初一週間の予定で開催されたが、多くの議案が議了せず、延長し 9 月 26 日に閉会した。本会議には、以下の 4 案が諮問されるとともに、校長からの建議が採択されている。なお、本全国校長会の会長は、文部省の柏田次官・高田高等学務局長が交代で務めている。

##### 1) 諮問案と協議の実態

最初に、諮問案と第一回全国中学校長会議の協議の内容、諮問に対する回答を整理する。なお、諮問案、協議の内容等は、『教育時論』485号<sup>③</sup>（明治 31 年 10 月 5 日）、『教育公報』216号<sup>④</sup>（明治 31 年 10 月 15 日）、『東京朝日新聞』記事（朝日新聞社 聞蔵Ⅱビジュアル）を参考にした。

##### 第一号議案

一、高等普通教育を施すが為め及び高等の学校に入學せんとする者の準備を為すがために二種の中学を設くるの可否

##### 【協議内容と回答】

- ・第一諮問議案中第一項に就き討論せしが、結局左の三説に分かれたり



1. 二種に分離するを否とするもの
2. 二種に分離するを可とする
3. 最初の三年級迄は一にし、第四年級より分離せんと云うもの

以上の三説に分かれたるが出席人員百十名の中八十一名の大多数を以て分離を否とすることに決して閉会したる（『東京朝日新聞』1989年9月18日より抜粋）

## 二、国民生活に必須なる法制及び経済の要項を教授するか為め一科目を加設するの可否

### 【協議内容と回答】

・福原参事官、原案提出の理由を説明なし、直ちに議に入るや、議論交起りしも、結局総数百十名中可とするもの四十二名、否とする者五十七名にて原案は終に否決（『教育時論』485より抜粋）

## 三、学校及学校外に於て生徒の喫煙を禁止する方法

### 【協議内容と回答】

・社会の輿論たるを以て意見従て多く、議論紛々容易に決すべからず、柏田議長は之を中途に押さえ、該問題は都合により決議を為さず唯参考として諸君の意見を聞くとして其議を止め（『教育時論』485より抜粋）

・誰も之を不可とする人あらざるべく学校校長において充分注意して成るべく学校生徒が喫煙せざる様尽力ありたしと述べ決を取らず（『東京朝日新聞』1989年9月20日より抜粋）

## 四、唱歌科を必須科とするの可否

### 【協議内容と回答】

- ・渡邊音楽学校主事、其提出理由を説明せしが、種々なる質問起り、(筆者により中略)、議長は該問題は明日に譲ることなし（『教育時論』485号より抜粋）
- ・延期（『教育時論』485号より抜粋）

## 第二号議案

### 一、尋常中学校編制及び施設規則改正案に対する意見

（「改正案」筆者により省略）

### 【協議内容と回答】

・第一条第二条第三条に付き種々の修正説でしが、何れも少数にて原案通り可決し、第四条の五学級を八学級に修正し第五条の書記は二人とあるを生徒二百人迄を二人となし二百人毎に一人を増加すべしとの修正説出で討議の末右修正説は少数にて消滅し更に原案について採決せしに是又過半数に満たざるにより本条はついに決定せず（『東京朝日新聞』1989年9月21日より抜粋）

・原案に決す（『教育時論』485より抜粋）

・中学校編成及び設備規則改正案に就き討議を開くが別段のことなく…原案に決す（『東京朝日新聞』1989年9月22日より抜粋）。

## 第三号議案

### 一、尋常中学校分校を禁ずるの可否

若し許可すべしとせば如何なる条件を必要とするや

【協議内容と回答】

・諮問第三号の第一項なる分校設立の件に関し福原参事官原案を説明し了りて各校長より意見を徴し討議に附せず可否及び若し之を許可するときの条件を協議し、多数を以て分校を許可に決す（『東京朝日新聞』1989年9月21日より抜粋）。

二、尋常中学校入学制度を変更するの必要ありや

【協議内容と回答】

・同案第二項尋常中学校入学制度を変更するの必要ありやにつき討議あり出席百十一名中五十六名の多数を以て変更せざるを決せり（『東京朝日新聞』1989年9月22日より抜粋）

第四号議案

- 一、尋常中学校各学科時間配当表中第一学年地理歴史より一時間を減じて博物物理化学に一時間を加ふる事の可否
- 二、同第一年第二年第三年の体操へ一時間つゝ増加する事の可否

【協議内容と回答】

・総不採決（『教育時論』485より抜粋）  
 ・本案は議題となさず意見ある者は後日教授細目に対する意見書と共に之を差出すこととせり（『教育時論』485より抜粋）

以上、第一号議案に四項、第二号議案に一項、第三号議案に二項、第四号議案に二項と、合計で四議案九項が、諮問案とされている。

議案内容は、大きく中学校制度に関する議案、学習内容に関する議案、生徒指導に関する議案であったことがわかる。中学校制度に関する議案としては、第一号議案一項の高等教育への進学を目的とする中学校と、中学校教育を終局学校とする二種類の中学校設置に関する議案、第二号議案一項の尋常中学校編制及び施設規則改正に関する議案、第三号議案一項の尋常中学校分校を禁ずる可否、第三号議案二項の尋常中学校入学制度変更に対する議案であった。このうち、第一号議案一項はその可否を諮問しているが、第二号議案一項の尋常中学校編制及び施設規則改正に関しては、意見聴取という諮問形式になっていることがわかる。

学習内容に関する議題としては、第一号議案二項の法制及び経済の科目を追加することに関する可否、第一号議案四項の唱歌科を必須科とするの可否、第四号議案一項の地理歴史科目を一時間減らし、博物物理化学を一時間増加させる議案、第四号議案二項の一年二年で体操を一時間増加する議案であった。最後に、生徒指導に関する議案として、第一号議案三項の生徒の喫煙に関する議案が提出されている。

協議の結果では、

- 第一号議案 一項：否決 二項：否決 三項：決議なし 四項：延期
- 第二号議案 一項：可決
- 第三号議案 一項：否決（分校許可の条件は不採決） 二項：否決
- 第四号議案 一項：議題とせず不採決 二項：議題とせず不採決

と、全9項のうち、可決1項、否決4項、決議なし等4項であったことがわかる。

本全国校長会は、当初予定を延長して会議を開いており、東京朝日新聞9月17日の記事には、

「出席人員百十一名あり柏田次官議長席に就き高田高等学務局長福原参事官三島衛生主事答弁者たり当日は第一号第二号諮問案の質問に過ぎざりしも質問の火の手は中々凄まじく答弁者も追窮せられて頗る困難せし有様」

と、会議の状況が報道されていることや、諮問案に対して4項を否決していることなどからも、それぞれの議案に対して、文部省に対する質疑応答を含め時間をかけた実質的な協議がなされた会議であったことが理解できる。

## 2) 校長からの建議

第一回全国中学校長会議では、各校長からの出された建議案に関しても取り上げるか否かの採択をしている（「表1」参照）。

建議案に対する審議は、9月22日に文部省からの諮問案の協議をすべて終えたのち、

「尋常中学校校長の建議案を悉く建議するや否やは暫く置き兎に角その理由を説明するを許すとすべしと述べ市瀬氏の建議案を説明し散会」（「東京朝日新聞」1989年9月23日）

との記事でわかるように、建議理由の説明を実施することとなった。建議案に関して確認できたのは、27題であり、そのうち、建議として可決13題、否決、不採択、不成立が14題であった。

建議内容は、広範囲に及んでいるが、概ね学校制度に関すること、教育内容に関すること、教員に関すること、科目に関することなどが主であったことがわかる。

表1 第一回全国尋常中学校長会議 建議一覧

	提案者	建議内容	建議採択結果
1	山形中学校長	陸軍幼年学校を尋常中学校に合併すること	可決
2		師範学校の位地を進め尋常中学校の上に建設すること	否決
3		現在実業学校を独立せしむるの方針を取り中学に準ずる待遇を與ふること	否決
4		尋常中学校は国家に対し健全なる中堅国民を教育する所たり故に重を精神教育に置き左の四点を以て教育の標準を為すこと (以下、筆者により略)	不採択
5		管制及俸給令を制定されたきこと 附舎監を生徒監に改め其位置を進むること	否決
6		校長舎監の選択を慎重にし委任責成の方針を取られたきこと	否決
7		精神教育に関する訓令を発せられたきこと	否決
8	蕪山尋常中学校長	府県尋常中学校職員の服装を一定すべきこと	否決
9	明治学院尋常中学部長	現在の尋常中学教科目は寧ろ過多ならざるや否や	否決

10	錦城学校尋常中学校長	体育法建議案 国家は国民の体格を鍛錬する爲めに一層中学校生徒の体育を奨励するの必要ありと認む故に文部省当局者は精密に調査して適當の制度を定められんことを望む	可決
11	麻布尋常中学校長 青山学院尋常中学部長 明治学院尋常中学部長 立教尋常中学部長	教科書選択の件 尋常中学校の教科書は各学校に於て適宜之を選択せしむ但文部省は教育上有害と認める所の書籍を採用する事を報ずる事を得	可決
12		体操学校設立の件 第一は体操学校を設立し第二は体操教員候補をして副課として本人の嗜好に依じ一二の学課を兼修せしめ卒業の後中学に於て体操課以外の学課をも教授せしむるを可とする	可決
13		中学校教員資格拡張して三項に及ぼすこと 第一 官公私を論ぜず三年以上中学或いは之と同程度の学校に於いて全級に通じて教育に従事したるもの 第二 外国人にして同国語を教授するもの 第三 外国の高等学校を卒業し該国語を教授するもの	資格を拡張することはこれを決し、其資格の規定は文部省において調査ありに決す。(その他建議に対する可決結果)
14	鹿児島尋常中学校長	全国一般に行われるべき礼法の大綱を制定し之を尋常中学校倫理科の教授細目に加えられん事を希望す	可決
15		中学校教員に相当の等級を附して席次を定るの件	可決
16		教員の職名に一定の職名を用いるを希望	否決
17	東京府尋常中学校長	中学教育を卒へしことを以て重要な資格となし大学予備の高等学校高等専門学校海軍兵学校海軍機関学校陸軍士官学校は皆此教育を卒業せし者にあらざれば入学すべからずと規定し文官任用令は固より社会の中等以上の業務に従う者に対しても此教育を卒へし者を以て重き資格と定めらるるに至らんことを切要なること	不成立
18	東京府尋常中学校長	第一高等学校第三部のみは他の高等学校等は異なり通常の試験に合格するも二年以内に更に独逸語の試験を経るに非ざれば入学することを得ず今後は第一高等学校も他の高等学校と同様の取扱いを為すことに決定せられんことを希望する	可決
19	福岡県中学修猷館長 東京府尋常中学校長	東京帝国大学中に尋常中学科及大学予科を教授するに付き八学年の学校を附設せんとの建議	否決
20	福岡県中学修猷館長 東京府尋常中学校長	国語漢文に関する建議案 国語漢文の目を廃し国語漢文と云ふ名称の下に今	不成立



	他 1 名	の所謂漢文をも收容	
21	(不 明)	本年以降毎年一回全国中学校長会議を文部省に召集せられん事を望む	可決
22	奈良県尋常中学校長	生徒身体の検査成績を以て修業及卒業の一条件とすること	否決
23		中学校に補習科を設けること	否決
24		身体の健全たることを以て学校長以下職員資格の一要件とせられんこと	不採択
25		各種学校の学年の始終を同一の時期とせられたきこと	可決
26		陸軍一年志願兵入隊時期を改正せられたきこと	可決
27	東京数学院長 他 3 名	第二高等学校以下の各高等学校大学予科第三部の入学試験科目中外国語は英語独逸語孰れにても受験者の志願に任せられんこと	可決

『教育時論』485号(明治31年10月5日)、『教育公報』216号(明治31年10月15日)、『東京朝日新聞』記事(朝日新聞社 聞蔵Ⅱビジュアル)より、筆者が一部記事等を要約し作成

## V まとめ

本稿は、第一回全国中学校長会議が開催された背景と、同会議の実態分析を通して、戦前の全国中学校長会の持つ機能と役割を明らかにすることを目的とした。

最初に、1898(明治31)年に第一回全国中学校長会議が東京で開催された背景には、日清戦争前後から、日本の近代化を推進、実現するために、教育行政にもその役割が求められだしたことがあるといえる。この時期は、自治制度が成立し地方の指導者養成が求められたことを背景に、中等教育の規模の拡張が求められた時期でもあった。こうした国内状況を背景として、国内行政の拡大に伴う、複雑化、専門化に対応するために、専門家の行政参加が必要となり、文部省は、1896(明治29)年以降に諮問機関を設置しはじめ、相対立する利害調整の機能をもたせるとともに、国民の行政参加への要求にも対応しはじめた時期でもあった。このような時代背景をもとに、中等教育政策においては、明治20年代より学制改革論議が、政府だけでなく民間でも盛んに論議されており、第一回全国中学校長会議が開催された翌年には、学校令改正、高等女学校令、実業学校令の発布により、教育制度を変革することになる。

したがって、第一回全国中学校長会議は、行政の複雑化、専門化に伴う文部省における諮問会議の導入、日本の近代化に伴う中学校規模の拡張、中等教育段階における学制改革論議の高まりを背景に開催されたことがわかる。

また、第一回全国中学校長会議は諮問会議の形式をとり、文部省より4諮問案9項が提出され、協議された結果、可決1項、否決4項、決議なし等4項であり、各校長より提出が確認された建議案のうち、13題を建議として可決したことがわかった。また、第一回全国中学校長会議における協議の実態から、参加校長は、当初から結果ありきの形式的な会議と捉えることなく、真摯に協議したことがその実態から明らかとなった。これは、文部省の諮問案が、決定事項の意見徴収の形式ではなく、議題の可否を問う形で諮問されていることから、文部省が学校教育の専門家である中学校長の意見を聞くことを目的に、第一回全国中学校長会議を開催したことを推察させるものである。

以上のように、第一回全国中学校長会議は、当時の中学校拡張期における諸課題に対する専門家である校長による実質的諮問会議の機能をもっていたことがわかる。一方で、全国校長会議における議決がその

後どのように行政意思決定に反映されていくのかは、本稿では書面の関係で考察できないが、全国校長会議の機能を考察するうえでも重要な視点であり、別稿において考察したいと考える。

#### 【付記】

本稿は、(独)日本学術振興会科学研究費助成事業「基盤研究(C)(一般)17K04616」の研究成果の一部を報告するものである。

#### 【注釈】

- (1) 第一回全国中学校長会議以前に、尋常中学校長会議は、地区ごとに開かれていた。これを示すものとして、1892年6月16日東京朝日新聞に、「第四地方部学校長会議 此度第四地方部即ち山口、島根、鳥取、広島、愛媛、香川、徳島、高知の各県下尋常中学校長会議を広島県に於いて開くに付右臨場として小杉文部視学官出張を命じられ即ち昨日出発せり(朝日新聞社 聞蔵Ⅱビジュアル)」など複数の地方における尋常中学校長会議の開催記事を見ることができる。
- (2) 校長の「監督」から「統督」への校長職務規定変更に関する考察は、平井(1998b)に詳しい。
- (3) 『教育時論』55、雄松堂書店、1981年復刻版
- (4) 『帝国教育会機関誌「教育公報」』2、大空社、1984年

#### 【引用文献】

- ・板橋孝幸「秋田県校長会における教育会の位置づけ」梶山雅史編著『近・現代日本教育会史研究』不二出版、2018年、301-324頁
- ・内田紘『明治期学制改革の研究 -井上毅文相期を中心として-』中央公論事業出版、1968年
- ・国立教育研究所『日本近代教育百年史 第4巻 学校教育2』財団法人教育研究振興会、1974年
- ・佐藤幹男(梶山雅史他「教育会史の研究の課題と展望 序章 第二節」)「教員現職研修の観点からみた教育会史研究の課題」『日本教育史研究』34 日本教育史研究会、2015年、83-85頁
- ・姜華「大正期における高等女学校の制度的改革論議に関する一考察 -全国高等女学校長会議を中心に-」『早稲田大学 教育・総合科学学術院 学術研究(人文科学・社会科学編)』62、2014年、1-13頁
- ・平井貴美代「郡役所廃止に伴う地方教育行政様式の転換と学校経営 -「自由教育」解体期の千葉県を事例に-」『教育学研究』65-3 日本教育学会、1998a年、232-241、289頁
- ・平井貴美代「戦前日本における小学校長職像の成立過程に関する一考察 -監督者校長から統督者校長へ-」『日本教育経営学会紀要』40 日本教育経営学会、1998b年、95-108頁
- ・平原春好『日本教育行政研究序説』東京大学出版会、1970年
- ・山本禮子・福田須美子「高等女学校の研究(第三報) -高等女学校長会議を中心に-」『和洋女子大学紀要 人文系編』28、1988年、121-146頁